まちづくり情報誌

高田南土地区画整理だより

vol.3
2026.9
長与都市開発事業所

区画整理地内に公園が２つできました！



高田南土地区画整理事業の権利者の皆様へ

　清秋の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、高田南土地区画整理事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

　現在、土地の測量業務が完了し、**換地計画書（※）**の作成に取り掛かっております。裏面に今後の事業の大まかな流れと事業所から地権者の皆様へのお願いを記載しておりますので、目を通していただけると幸いです。今後とも本事業へのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

長崎振興局　長与都市開発事業所

※土地区画整理事業において、従前地（工事前の土地）と換地（工事後の土地）の割り当て、清算金、保留地、公共用地等の詳細事項が記載された計画書のこと。

高田南土地区画整理事業に関するお問い合わせ・ご相談はこちらまで
長崎振興局　建設部　長与都市開発事業所（平日：９：00～17：00）
〒８５１-２１２７　長崎県西彼杵郡長与町高田郷２９４-１
TEL０９５-８５６-２９２５　FAX０９５-８５６-４８４４
E-mail：koudaminami@pref.nagasaki.lg.jp
HP：webサイトは「高田南土地区画整理事業」で検索

★今後の事業の主な流れ（予定）について

令和８～９年度	**①個別説明会** ・換地計画（案）の縦覧に先立って、土地の面積や清算金等について、説明を行います。 ※時期や説明方法については別途ご連絡します。 **②換地計画（案）の縦覧（法定）** ・換地計画（案）を審議会諮問したうえで、法に基づき2週間縦覧します。 ※時期については別途ご連絡します。 ※区画整理後の土地の図面・町名・地番・地目・地積・清算金が確認できます。 **③換地計画の決定** ・縦覧が終了した後に、換地計画を県へ認可申請を行います。 ・換地計画は県の認可を受けて決定します。
令和１０年度	**④換地処分通知の発送** ・換地計画の内容を関係権利者の皆様に通知します。 ※換地計画の各権利者の縦覧内容がお手元でも確認できるようになります。 **⑤換地処分・公告** ・関係権利者に換地処分通知が到達したと確認でき次第、県知事に「換地処分」を行ったことを届け出ます。 ・届出を受けた県知事が、換地処分が行われたことを公告します。 ・換地処分の公告の日の翌日に、換地した土地に関する権利と清算金が確定します。 **⑥登記簿の書換え　※公告の日の翌日～約４か月（予定）** ・換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記簿が書換えられます。 この手続きは、県が法務局へ行います。 ・換地処分の公告の日の翌日から、土地・建物の登記の書換えが終わるまでの間は、一般の登記に関する手続きができなくなります。 （一般の登記：所有権移転、抵当権設定・移転、仮登記　等） **⑦清算金の交付・徴収** ・清算金を納付していただく方からは、清算金を施行者（長与町）に対しお支払いいただき、交付を受ける方には施行者（長与町）がお支払いします。 ※時期については、別途ご連絡します。 **※現時点の概算額がお知りになりたい場合は、事業所まで来所ください。**

時期については現時点の予定であり、事業の進捗により変更する場合があります。

★事業所からのお願い

換地計画(案)の作成及び換地処分等手続きを進めるにあたり、権利変動を把握する必要がありま

①仮換地の分割申請について

換地計画(案)の作成に伴い、仮換地の分割申請を**令和8年10月30日**で締め切ります。仮換地の分割等の変更がある方は早めにご相談ください。申請期限を過ぎた場合は、換地処分後にご自身で分筆を行っていただくことになります。

②権利変動届出書の提出について

・土地の売買や相続などにより権利の変動が生じた場合
・抵当権等を設定・変更した場合
・土地の分筆や合筆を行った場合
・住所を変更した場合
以上の場合については「権利変動届」を速やかに届け出下さるようお願いします。

③相続登記について

法務局での相続登記や遺産分割協議がお済みでない場合は、法定相続人に対して通知を行うことになりますので、速やかに相続登記を行っていただきますようお願いします。

なお、令和6年(2024)年４月の法改正により、相続人が相続によって取得した不動産については、**3年以内の相続登記申請が義務化されました。**